

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 日	
鳥取県知事 様	
提出者	
住 所 鳥取県米子市西町36番地1	
氏 名 鳥取大学医学部附属病院	
病院長 武中 篤	
電話番号 0859-38-7087	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	鳥取大学医学部附属病院
事業場の所在地	鳥取県米子市西町36番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	医療業（大学病院）
2 事業の規模	病床 697床
3 従業員数	1,706人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【感染性廃棄物】 病院→中間処理（焼却）→最終処分（埋立）

（日本産業規格 A列4番）

（第2面）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)	
管理者（病院長）	本院における特別管理産業廃棄物の処理に関する総括
管理補助責任者	特別管理産業廃棄物の管理及び処理の責任
取扱責任者	・ 特別管理産業廃棄物の分別及び保管の責任 ・ 学生、研究者への指導等
事務取扱者	・ 特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）、記録、契約書等の処理及び保管 ・ 関係法令等で定められている計画、届出、変更、報告書の作成及び提出 ・ 情報の収集および的確な情報を関係者へ提供 ・ 廃棄物等の分別、保管、処理に関する指導

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排出 量	1 1 0 8 . 8 9 t	— t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物の分別の徹底。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排出 量	1 1 0 8 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 医療用ディスポーザブル製品の削減について医療用メーカーの情報を収集する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙１のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙１のとおり

(第３面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量し た特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t
	(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処 分を行 つ た 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処 分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			

1	現 状	【前年度（令和５年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
		全処理委託量	1108.89 t	— t
		優良認定処理業者への 処理委託量	1108.89 t	— t
		再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
		認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
		(これまでに実施した取組)		
		優良認定処理業者への委託。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	1 1 0 8 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1 1 0 8 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1 1 0 8 . 8 9 t	
	(今後実施する予定の取組等) 2020 年 2 月 1 日より電子マニフェストを使用。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

令和 6 年度 産業廃棄物処理計画（国立大学病院）

国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院

鳥取大学廃棄物処理計画

1. 事業所の概要

(1) 事業所

国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院

(2) 従業員数

1, 706名（令和6年5月1日現在）

2. 当該事業場において現に行っている事業の内容

(1) 事業内容

40診療科による総合病院

(2) 病床数

697床

(3) 患者数

入院患者年間延数 223, 558人（令和5年度）

外来患者年間延数 378, 334人（令和5年度）

(4) 病院配置図

別図 参照

(5) 廃棄物処理フローシート

別図 参照

(6) 連絡先

担当者：鳥取大学米子地区事務部

経理・調達課 病院調達係

電話番号：0859-38-7087

3. 計画期間

令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月31日

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

別図 参照

(2) 管理体制の強化

複数、異業種（看護師、医師、事務職員、技術系職員、外注業者）の目で監視を行い結果を公表する。又改善については監視中に当該部署の廃棄物管理担当者に口頭で行うとともに、再度文書で通知をし、改善の結果を管理者に報告させる。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し職員、外注業者等に定期的に教育、研修を行う。また新規採用職員については、採用時にオリエンテーションのカリキュラムに組み込んで教育、研修を行う。

臨時的には問題が発生した時点で関係の職員を集めて再教育、研修を行う。この場合中間処理

業者、最終処分業者の発言も含んだものとする。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するために、廃棄物の発生、分別、再利用状況について情報の公開に努める。

又、病院内で定期的に発行する広報誌に大気汚染防止、排水水等の検査結果とともに廃棄物の処理状況についてとりまとめて掲載する。

5. 産業廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- 1 産業廃棄物の適正処理を確保するために、関連する法令、その他の規制を厳守すると共に行政の環境政策に協力する。
- 2 発生した産業廃棄物を処理業者に委託する場合は、収集運搬から処分に至るまで確認を的確に管理する。
- 3 最終処分量の削減、再利用の拡大等については、全職員、患者、外注職員に現状を把握させ、定期的に文書で最終処分量、再利用量を通知し廃棄物の削減に努めるよう指導する。また医療関係者に対して特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）の適正処理、分別を徹底させる。

(2) 産業廃棄物処理の現状

令和5年度に当病院から発生した産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物（約1108.89 t）と、普通の産業廃棄物（142.380 t）である。

(3) 目標の設定

病院という特殊性から感染性廃棄物の減量は難しい。その他の廃棄物については分別を細分化して、再利用できるものについては再利用を行う事を目標としたい。

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況

焼却施設

No.1 処理能力 2,000Kg／日（No.2号機と交互運転）平成14年10月廃止

No.2 処理能力 2,000Kg／日（No.1号機と交互運転） ”

動物焼却炉 処理能力 60Kg／時間 平成26年7月末廃止

(5) 廃棄物処理に係る情報の収集・管理

定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集・とりまとめを行い、院内に設置してある委員会を介して全職員に電子メール等により情報提供をする。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

医薬品の梱包材等をメーカーと協議しながら再利用を勧め、梱包ごみの発生を抑制する。

医療用ディスポ製品の削減について医療用メーカーの情報を収集する。

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

分別を徹底し、リサイクル出来るものについてはリサイクルセンター等に搬出し廃棄物の削減

を行う。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

事業場での再生利用は、感染性廃棄物という特殊性のため考えない。

9. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

資源再生ごみの分別収集を推進し、廃棄物の処分場への搬入量を縮減する。

鳥取大学医学部
廃棄物処理ガイド

令和 5 年9月

施設環境課

参考：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（R5.5、環境省）
協力：附属病院感染制御専門委員会

鳥取大学米子地区の廃棄物処理について

米子地区から排出される廃棄物を大別すると、A. 感染性（医療）廃棄物、B. 一般廃棄物、C. 産業廃棄物の3種類になる。

以下でそれぞれの分類の説明をするが、排出時の経路は、医療廃棄物等処理作業流れ図（図1）を参照すること。

A. 感染性（医療）廃棄物

「感染性医療廃棄物」とは、医療関係機関等から排出する廃棄物で、以下の分類のいずれかに該当するか、若しくは専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって、感染のおそれがあると判断されたものとする。

非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

「感染性廃棄物」の場合は、「感染性医療廃棄物」と同等に扱うこと。

なお、医療行為（診察・検査・治療・看護等）以外の行為によって発生するものは、医療廃棄物に該当しないので、感染のおそれの有無で「感染性廃棄物」かどうかを判断する。

例えば、手洗い時のペーパータオルや、単なる鼻紙等は、医療廃棄物でない。

1. 形状の観点

- (1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの（血液が付着して無くても、鋭利な物は同等に扱う）
- (4) 病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの

2. 排出場所の観点

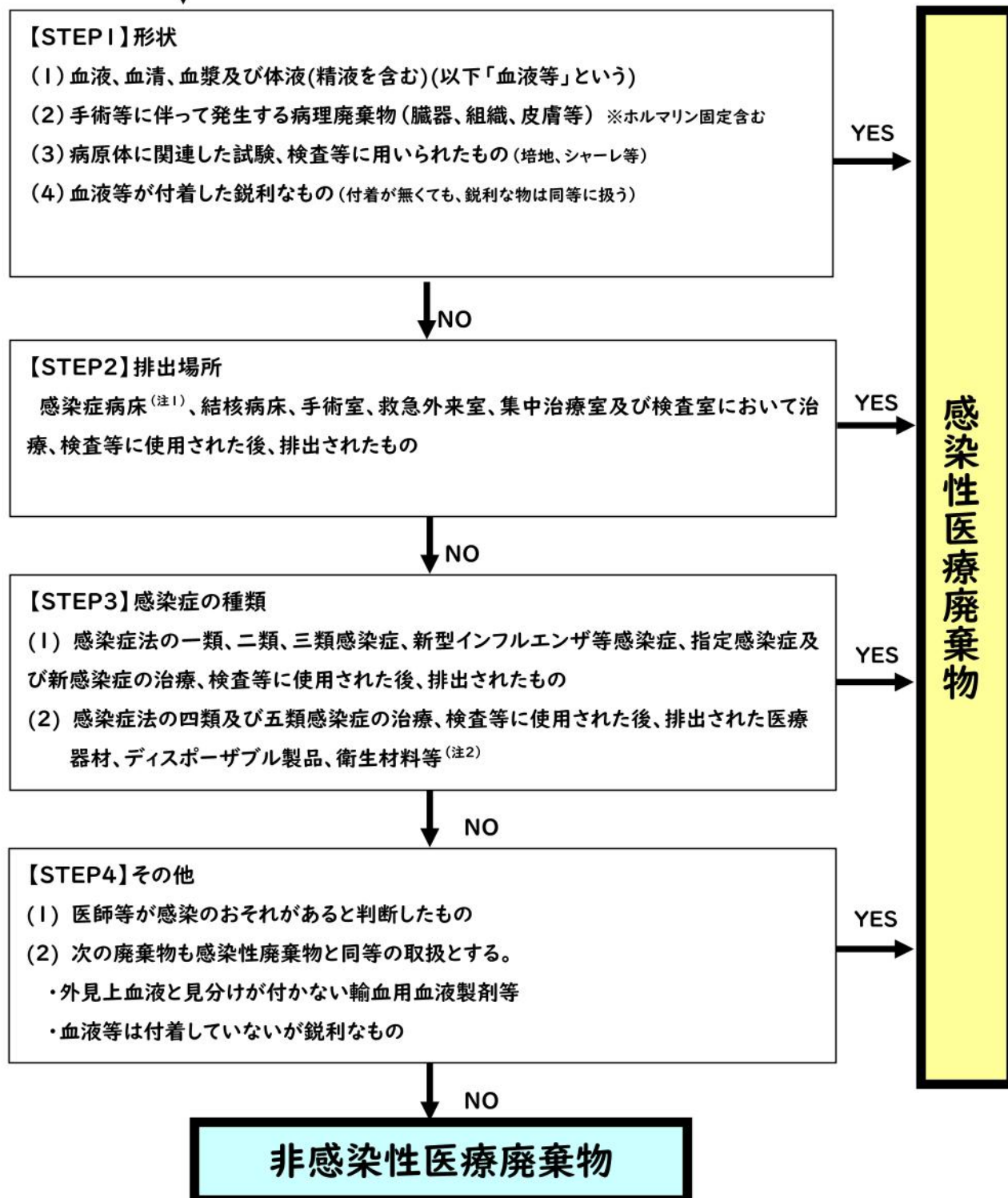
感染症病床、結核病床、手術室、救急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

3. 感染症の種類の観点

- (1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- (2) 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスプレイ製品、衛生材料等

医療廃棄物

感染性医療廃棄物の判断フロー



(注1) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注2) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バッグ、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

感染性医療廃棄物は、2種類に分別収集する。梱包容器の種類ごとに説明する。

① 医療廃棄物専用容器(プラスチック容器)

突き刺しや血液等の漏れの危険性があるもの用である。

注射針や割れたガラス等の鋭利なものを入れる場合は、バイオハザードシール(黄色)を使用前に容器正面と上面の2か所に貼付ける。

血液等の漏れの危険性があるものを入れる場合は、バイオハザードシール(赤色)を貼付ける。

搬出する時は、バイオハザードシールに日付と搬出元(病棟名、外来部署名、教室名)をマジックで記載する。



針、ガラス、血液汚染した液状・泥状の物

② 医療廃棄物専用容器(ダンボール箱)

血液等の付着はあるが、ダンボールを突き破ったり液漏れの危険性がないもの用である。

バイオハザードマークは印刷済みであるから、まず中にビニール袋を入れてその中に廃棄物を入れる、廃棄する時は日付と搬出元をマジックで記載しガムテープで蓋を閉める。



ガーゼ、手袋等

上記の2種類の箱は、感染性医療廃棄物以外の用途に使用しないこと。なお、容器置場は RI 診療棟+3 階(図4)である。

- ☆ 標本臓器は外部委託業者が回収するので、医学部系は経理調達課学部調達係(内線7076)、病院系は同課病院調達係(内線7086)に相談すること。
- ☆ 実験動物死体は火・金曜日の8:30に外部委託業者が回収し処分するので、前日夕方までに感染性(医療)廃棄物収集所(図3)もしくは研究支援棟Aに併設する死体収集所(図3)に直接入れること。※鳥取大学動物実験委員会作成の「動物の死体の廃棄方法」参照
- ☆ 感染性医療廃棄物にはバイオハザードマークを貼付けること。
- ☆ 黄色は鋭利な物(注射針等)、赤色は液状・泥状の物(血液等)、橙色は固形状の物(血液が付着したガーゼ等)としている。
- ☆ バイオハザードシールは学部調達係(内線7076)又は、病院調達係(内線7086)まで請求すること。
- ☆ 感染性廃棄物容器の設置置場は、必要最小限とする。病院系では、職員以外が触れないよう注意する。
- ☆ 感染性医療廃棄物の集積場、死体収集所(図3)には鍵をかけている。かぎの番号は、感染性医療廃棄物収集所は【0119】、死体収集所は【102】である。



B. 一般廃棄物

廃棄物は種類ごとに搬出方法を説明する。基本的には透明なビニール袋に入れて集積場^(図2, 3)に搬出すること。

- ① 可燃ごみ…一般家庭の燃えるごみに相当するもの。生ゴミは水気をよく切り、搬出元をマジックで記載すること。
 - ② 不燃ごみ(金属・ガラス・陶磁器類・プラスチック製品)…一般家庭の燃えないごみに相当するもの。搬出元をマジックで記載すること。
 - ③ カン・ビン類…空き缶、空瓶のことである。キャップがある場合は、はずして中は洗浄すること。
 - ④ ペットボトル…キャップははずし、ラベル等も剥がし、中は洗浄することとし、リングははずさなくてもよい。
 - ⑤ 発泡スチロール…これに該当するのは、白い発泡スチロールのみである。リサイクルマーク番号は6番で、種類はPSである。紙ラベルは剥がし、中は洗浄すること。
 - ⑥ 再利用ビン…ビール瓶等の茶色の瓶や一升瓶等の緑の瓶であり、ラベル等は剥がさないで、中は洗浄すること。
 - ⑦ 再利用古紙1…新聞、雑誌、ダンボール等である。ひもで縛ること。ダンボールは分解し、平らにして縛ること。
 - ⑧ 利用古紙2…シュレツダーくずのことを言う。ビニール袋に入れて、可燃ごみ置き場に出すこと。他のごみを混ぜると処理費が高くなるので混ぜないこと。
 - ⑨ 乾電池等…+-端子をセロハンテープで保護し、集積場まで出すこと。
 - ⑩ 管球類…そのまま、集積場まで出すこと。
 - ⑪ 廃試薬類…分析等に使用される化学薬品類のことであり、何年かに1回、定期的に収集するが、急ぐ場合は経理調達課学部調達係(内線7076)又は、病院調達係(内線7086)に相談すること。
- ☆ 水銀を含む体温計等の処分は経理調達課学部調達係(内線 7076)に相談すること。
また、水銀を含む実験廃液の処分は施設環境課設備係(内線 7185)に相談すること。
- ☆ 草刈りの草は少量なら可燃物としても良いが、大量の場合は業者の引取が困難であり経費もかかるので、木の根元などに捨てること。

C. 産業廃棄物

家庭からはあまり出ないような事業所ごみ(金属・ガラス・陶磁器・プラスチック製品、感染性でない不燃医療廃棄物)等のことである。

透明なビニール袋に入れて分別せずに集積場に搬出すること。

感染性でない医療廃棄物(点滴ビニールパックや割れそうにないガラス瓶、シリンジ等)は非感染性医療廃棄物ラベルを貼付けること。

ラベルは経理調達課学部調達係(内線7076)若しくは同課病院調達係(内線7086)に請求すること。

非感染性医療廃棄物	
排出部署	鳥大 ○○外科
排出年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

廃棄物集積場について

廃棄物の集積場は図2、3を参照すること。大きなごみ（机、椅子及びロッカー等）は経理調達課学部調達係（内線7076）、同課病院調達係（内線7086）に相談すること。

廃棄物容器について

医学部附属病院においては、共通の分別シールを用いて、何の廃棄物容器なのか明確に表示する。（資料1）

また、医療廃棄物の分別表を表示する。（表 1-1.1-2）

終わりに

清掃及び廃棄物の収集は、現在さんびる（内線7211）に委託しております。お気づきの点やお困りの点がありましたら相談してください。また搬出方法を間違っでごみを出すと、法律違反になり、収集業者等他方面に迷惑がかかりますのでくれぐれも注意してください。

その他ご不明な点は施設環境課（内線7170）まで連絡してください。

「鳥取大学医学部廃棄物処理ガイド」

※Garoon>文書管理>【3】学部・大学院>医学部>04 施設環境課>【廃棄物関連】

<https://cbg.center.tottori-u.ac.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/cabinet/index?hid=12596&sp=0>

※院内 HP>院内 WEB サイト>感染制御部>4.病院感染対策のためのマニュアル>VI関連マニュアル

<http://www.hosp.med.tottori-u.ac.jp/local/kansen/manyuaru/manual.html>

以下 付録

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ・ 分別シール | （資料 1） |
| ・ 医療廃棄物等の分別表 | （表 1-1.2） |
| ・ 一般廃棄物の分別表 | （表 2） |
| ・ 医療廃棄物等処理作業流れ図 | （図 1） |
| ・ 廃棄物集積場（米子団地構内）配置図 | （図 2） |
| ・ 廃棄物集積場（米子団地構内）配置図（詳細） | （図 3） |
| ・ 感染性医療廃棄物用のプラスチック容器及びダンボール箱置場 | （図 4） |

可燃物

(血液等付着していないもの)

おむつ専用

(血液等付着していないもの、
感染症患者に使用していないもの)

感染性廃棄物

(血液等付着したガーゼ、シリンジ等)

感染性廃棄物

(針・アンプル等鋭利物)

非感染性医療廃棄物

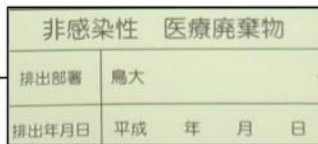
(血液等付着していないシリンジ、輸液ボトル等)

分別シール

医療廃棄物の分別（一般）

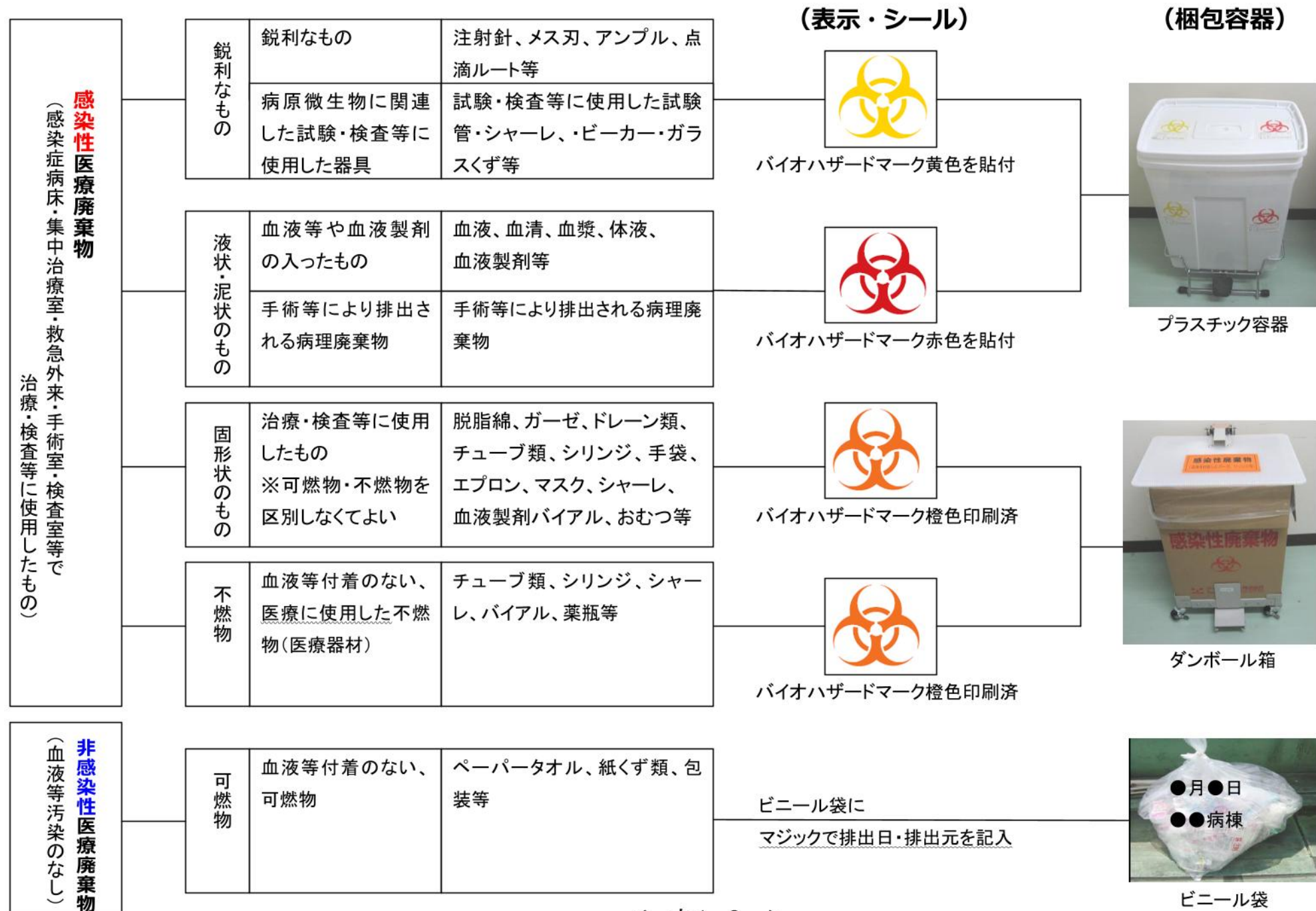
（表示・シール）

（梱包容器）

（鋭利なもの） 感染性医療廃棄物	鋭利なもの	鋭利なもの	注射針、メス刃、アンプル、点滴ルート等		バイオハザードマーク黄色を貼付	
		病原微生物に関連した試験・検査等に使用した器具	試験・検査等に使用した試験管・シャーレ、ビーカー・ガラスくず等			
（血液・体液等汚染あり） 感染性医療廃棄物	液状・泥状のもの	血液等や血液製剤の入ったもの	血液、血清、血漿、体液、血液製剤等		バイオハザードマーク赤色を貼付	
		手術等により排出される病理廃棄物	手術等により排出される病理廃棄物			
	固形状のもの	血液等が付着したもの ※可燃物・不燃物を区別しなくてよい	脱脂綿、ガーゼ、ドレーン類、チューブ類、シリンジ、手袋、エプロン、マスク、シャーレ、血液製剤バイアル、感染対策を行っている患者のおむつ等		バイオハザードマーク橙色印刷済	
（血液・体液等汚染なし） 非感染性医療廃棄物	不燃物	血液等付着のない、医療に使用した不燃物（医療器材）	チューブ類、シリンジ、シャーレ、バイアル、薬瓶等		ビニール袋に 非感染性医療廃棄物シールを貼付	
	可燃物	血液等付着のない、可燃物 ※おむつは入れない	ペーパータオル、紙くず類、包装等			
	おむつ	血液の付着のないもの、感染対策を行っていない患者のもの（汚物処理室配置）	おむつ		ビニール袋に マジックで排出日・排出元を記入	

< 表 1-1 >

医療廃棄物の分別（感染症病床・集中治療室・救急外来・手術室・検査室等）



☆一般廃棄物の分別表 ☆

職員用 令和5年 9 月 版

一般ごみ

可燃ごみ（燃えるごみ）



不燃ごみ（金属・ガラス・陶磁器類等・プラスチック製品）



有害ごみ

電池類



管球類



業務ごみ

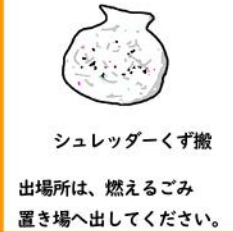
産業廃棄物（金属・ガラス・陶磁器類等・プラスチック製品）



再利用古紙 1



再利用古紙 2



再生利用資源ごみ

缶・ビン類（空き缶、雑ビン）



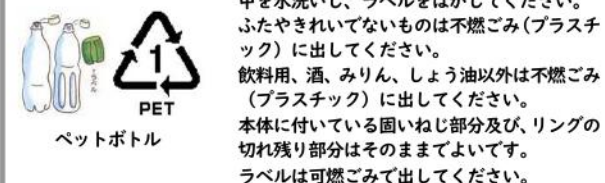
発泡スチロール



再利用ビン



ペットボトル



注意！

PET (PET)

このマークのペットボトルは、ペットボトルといえどもリサイクルできません。絶対に混ぜないでください。

医療廃棄物等処理作業流れ図

令和5年 9月版

図1

(分別)

(廃棄物の種類)

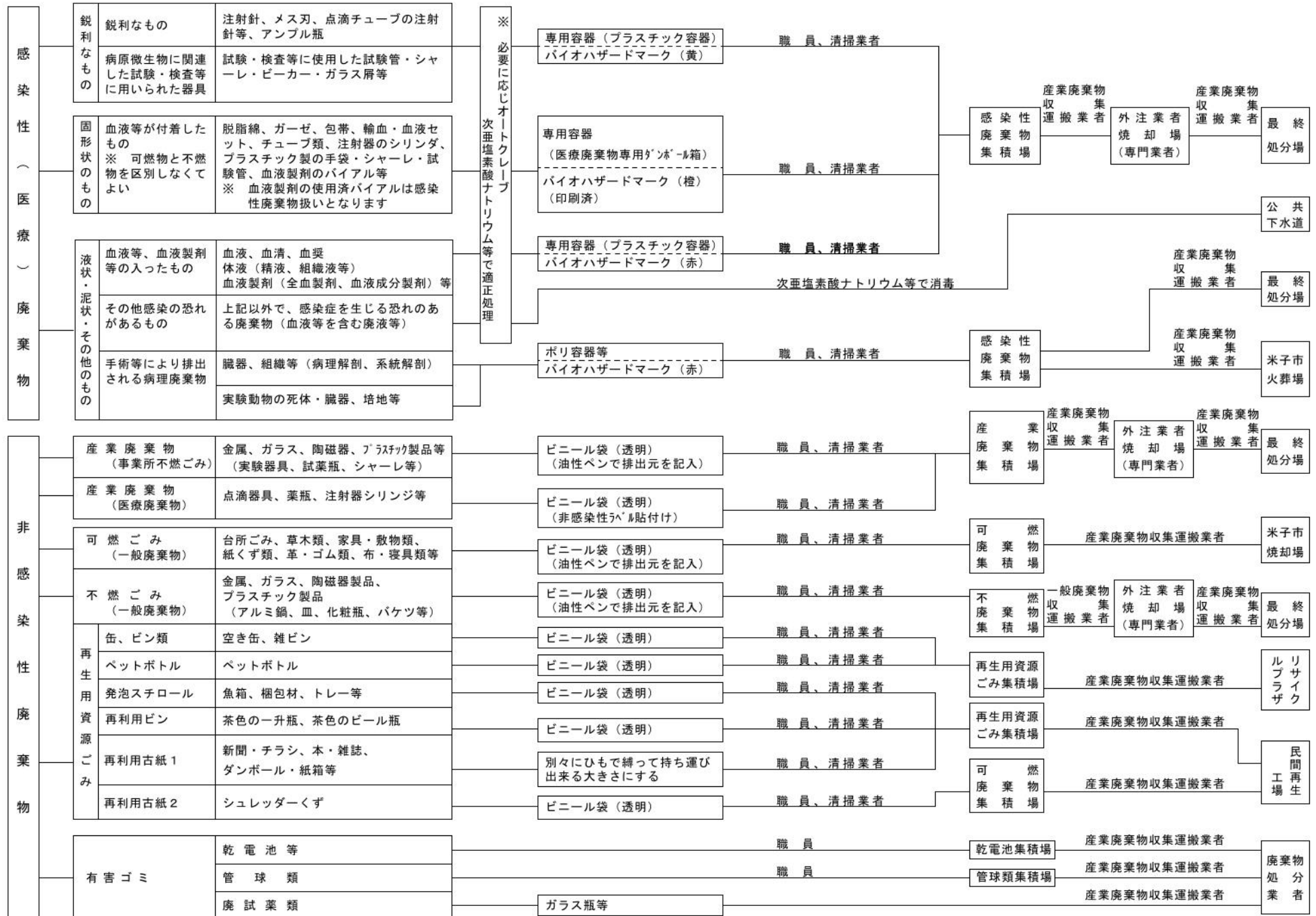
(廃棄物の例示)

(梱包容器・表示)

(保管・収集・運搬)

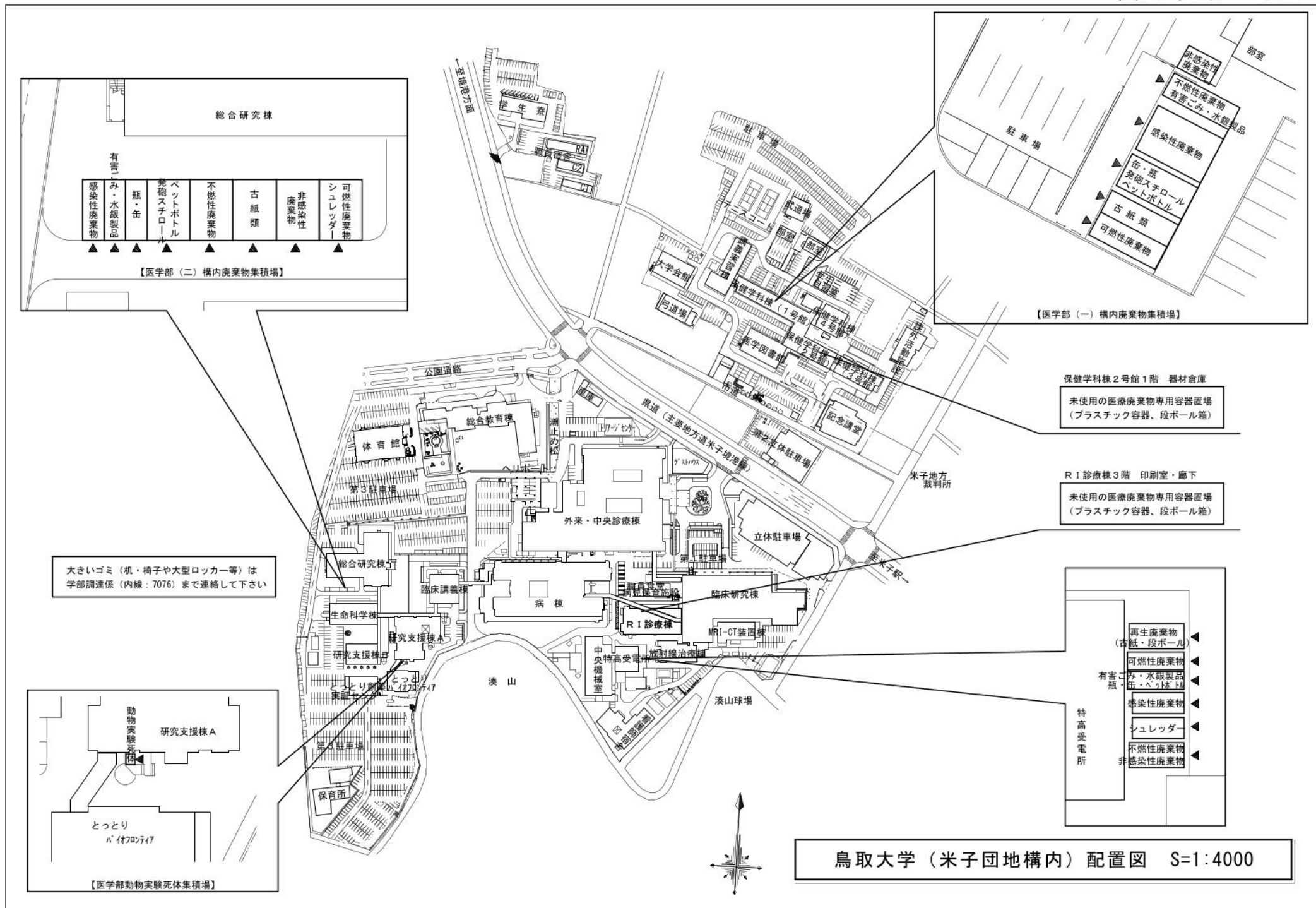
(処 理)

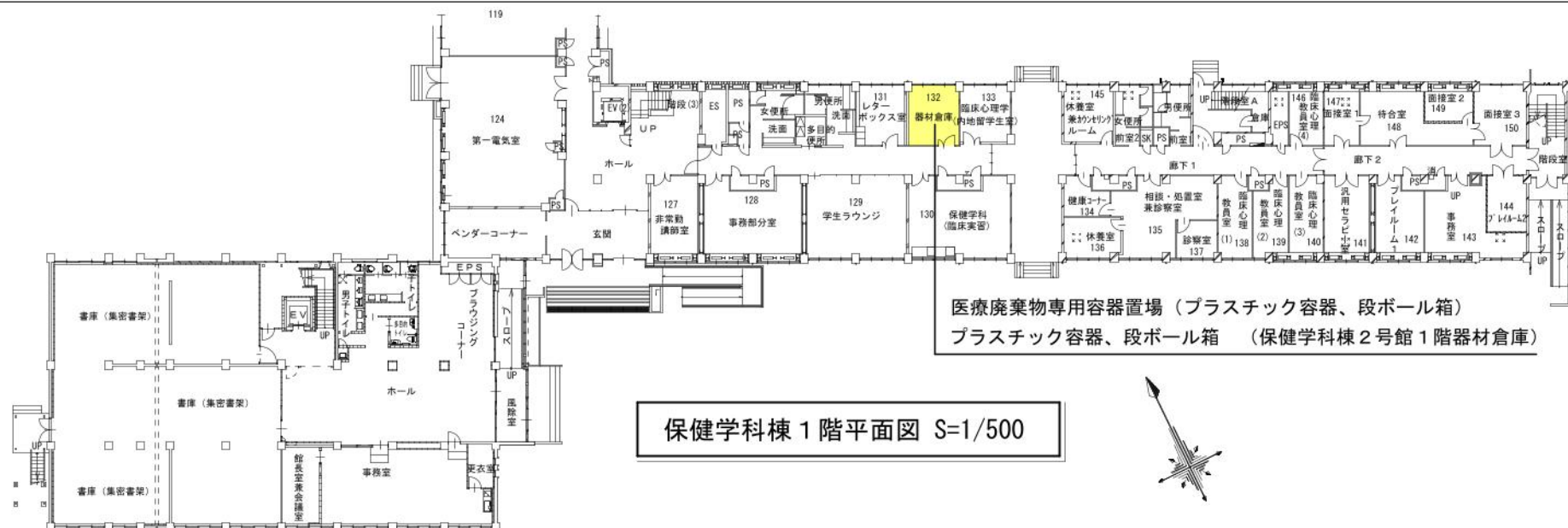
(最終処分)





< 図2 >





医療廃棄物専用容器置場
プラスチック容器 (3階廊下)

医療廃棄物専用容器置場
段ボール箱 (R1診療棟3階印刷室)

